

議案第16号

平成18年度鳥取県営電気事業会計予算

(総 則)

第1条 平成18年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 年間販売電力量 | 166,550,160kWh |
| (2) 袋川発電所開発費 | 15,667千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- | | |
|------------|-------------|
| 第1款 電気事業収益 | 2,043,481千円 |
| 第1項 営業収益 | 2,039,871千円 |
| 第2項 営業外収益 | 3,610千円 |

支 出

- | | |
|-----------|-------------|
| 第1款 電気事業費 | 1,940,488千円 |
| 第1項 営業費用 | 1,534,152千円 |
| 第2項 営業外費用 | 397,643千円 |
| 第3項 特別損失 | 8,693千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額1,110,809千円は過年度分損益勘定留保資金1,106,601千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,208千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	64,434千円
第1項 建設助成金	4,434千円
第2項 他会計への長期貸付金償還金	60,000千円

支 出

第1款 資本的支出	1,175,243千円
第1項 建設改良費	92,807千円
第2項 企業債償還金	782,436千円
第3項 他会計への長期貸付金	300,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、199,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 402,274千円

(2) 交際費 200千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

平成18年2月24日提出

鳥取県知事 片山善博